

医療局企業職員給与規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 18 年 12 月 1 日

岩手県医療局長 法 貴 敬

医療局企業職員給与規程等の一部を改正する規程

(医療局企業職員給与規程の一部改正)

第 1 条 医療局企業職員給与規程（昭和 35 年岩手県医療局管理規程第 9 号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表第 2 ア 適用区分表（第 4 条関係）			別表第 2 ア 適用区分表（第 4 条関係）		
勤務箇所	職	調整数	勤務箇所	職	調整数
精神病院等（南光病院、大船渡病院（精神病棟に限る。）及び一戸病院（精神病棟に限る。）をいう。以下同じ。）	[略]		精神科病院等（南光病院、大船渡病院（精神病棟に限る。）及び一戸病院（精神病棟に限る。）をいう。以下同じ。）	[略]	
別表第 3（第 5 条関係）			別表第 3（第 5 条関係）		
種 類	支給を受ける者の範囲	手当の額	種 類	支給を受ける者の範囲	手当の額
[略]			[略]		
医師手当	(1) 病院等に勤務する医師又は歯科医師である企業職員	勤務 1 月につき、給料月額に 100 分の 20 から 100 分の 25 までの範囲内で別に定める割合を乗じて得た額を限度として別に定める額（南光病院長又は精神病院等に勤務する医師である企業職員にあっては、当該額に付表 1 の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に定める額を加算した額）に 270,000 円の範囲内で医療局長が定める額を加算した額	医師手当	(1) 病院等に勤務する医師又は歯科医師である企業職員	勤務 1 月につき、給料月額に 100 分の 20 から 100 分の 25 までの範囲内で別に定める割合を乗じて得た額を限度として別に定める額（南光病院長又は精神科病院等に勤務する医師である企業職員にあっては、当該額に付表 1 の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に定める額を加算した額）に 270,000 円の範囲内で医療局長が定める額を加算した額
	[略]			[略]	
[略]			[略]		
付表 2			付表 2		
職員の区分		調整数	職員の区分		調整数
(1) 精神病院等に勤務する作業療法士、臨床心理士又は看護助手である企業職員		3	(1) 精神科病院等に勤務する作業療法士、臨床心理士又は看護助手である企業職員		3
(2) 精神病院等に勤務する医療社会事業士、生活指導員又は作業手である企業職員		2	(2) 精神科病院等に勤務する医療社会事業士、生活指導員又は作業手である企業職員		2
[略]			[略]		
備考 改正部分は、下線の部分である。					

(医療局企業職員給与規程の一部を改正する規程の一部改正)

第2条 医療局企業職員給与規程の一部を改正する規程(平成17年岩手県医療局管理規程第8号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>1 [略]</p> <p>2 この規程の施行の日の前日において現に在職する職員(医師又は歯科医師である職員を除く。)であつて、同日においてこの規程による改正前の医療局企業職員給与規程(以下「改正前の規程」という。)第5条第1項の規定により得られる精神病院等勤務手当(当該手当の支給を受ける職員が同日から引き続き精神病院等(南光病院、大船渡病院(精神病棟に限る。))及び一戸病院(精神病棟に限る。))をいう。以下同じ。)に勤務している場合に係るものに限る。)及び病院業務手当の合計額から、附則別表の左欄に掲げる支給対象となる月の区分に応じ同表の右欄に定める額を減じた額(以下この項において「特例支給額」という。)がこの規程による改正後の医療局企業職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)第5条第1項の規定により得られる病院業務手当(以下「新病院業務手当」という。)の額を超えることとなるものに係る新病院業務手当については、同項の規定にかかわらず、特例支給額を支給する。</p> <p>3 この規程の施行の日の前日において現に在職する医師である職員のうち、同日においてこの規程による改正前の規程第5条第1項の規定により得られる精神病院等勤務手当(当該手当の支給を受ける職員が同日から引き続き精神病院等に勤務している場合に係るものに限る。)の額から、附則別表の左欄に掲げる支給対象となる月の区分に応じ同表の右欄に定める額を減じた額(以下この項において「特例支給額」という。)がこの規程による改正後の規程第5条第1項の規定により得られる医師手当のうち改正後の規程別表第3付表1の左欄に掲げる区分に応じ同表右欄に定める額(以下「新精神病院等加算額」という。)を超えることとなるものに係る新精神病院等加算額については、同項の規定にかかわらず、特例支給額を支給する。</p>	<p>附 則</p> <p>1 [略]</p> <p>2 この規程の施行の日の前日において現に在職する職員(医師又は歯科医師である職員を除く。)であつて、同日においてこの規程による改正前の医療局企業職員給与規程(以下「改正前の規程」という。)第5条第1項の規定により得られる精神病院等勤務手当(当該手当の支給を受ける職員が同日から引き続き精神科病院等(南光病院、大船渡病院(精神病棟に限る。))及び一戸病院(精神病棟に限る。))をいう。以下同じ。)に勤務している場合に係るものに限る。)及び病院業務手当の合計額から、附則別表の左欄に掲げる支給対象となる月の区分に応じ同表の右欄に定める額を減じた額(以下この項において「特例支給額」という。)がこの規程による改正後の医療局企業職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)第5条第1項の規定により得られる病院業務手当(以下「新病院業務手当」という。)の額を超えることとなるものに係る新病院業務手当については、同項の規定にかかわらず、特例支給額を支給する。</p> <p>3 この規程の施行の日の前日において現に在職する医師である職員のうち、同日においてこの規程による改正前の規程第5条第1項の規定により得られる精神病院等勤務手当(当該手当の支給を受ける職員が同日から引き続き精神科病院等に勤務している場合に係るものに限る。)の額から、附則別表の左欄に掲げる支給対象となる月の区分に応じ同表の右欄に定める額を減じた額(以下この項において「特例支給額」という。)がこの規程による改正後の規程第5条第1項の規定により得られる医師手当のうち改正後の規程別表第3付表1の左欄に掲げる区分に応じ同表右欄に定める額(以下「新精神病院等加算額」という。)を超えることとなるものに係る新精神病院等加算額については、同項の規定にかかわらず、特例支給額を支給する。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規程は、精神病院の用語の整理等のための関係法律の一部を改正する法律(平成18年法律第94号)の施行の日から施行する。